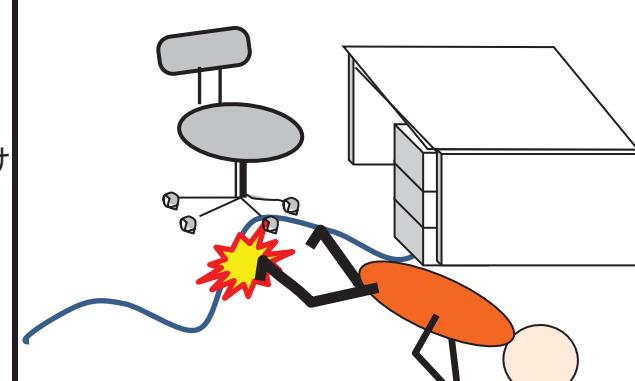


平成28年度国家公務員災害事例(詳細)

	事故の型	発生月・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数
1	墜落・転落	1月・15時台	50代・男	右大腿打撲傷、右重症大腿部皮下血腫、右手関節打撲傷	8日
災害発生状況	<p>被災者は、自己の勤務する庁舎の書庫において、書類を探すため3段脚立を使用し作業していたが、必要な書類が見つからなかったため、一度脚立を降り、脚立を移動させた後、最上段に上り再度書類を探していたところ、突然脚立が開脚し落とした。その際、右大腿部及び右手首を脚立に強打した。なお、作業時の状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他者の支えなし。 ② 保護帽の装着なし。 ③ 床に可動式書棚のレールの突起あり。 ④ 脚立の荷重制限等は守られていた。 				
発生要因	<p>(行為)当初使用時に確認したストッパーが、移動時に何らかの理由で不十分な状態になったこと。補助者等を置かず、天板に乗り、一人で作業していたこと。</p>				
再講じられ対策	<p>【講じられた再発防止対策】 署内幹部会において災害発生状況等を報告し、部下職員への周知・注意喚起を行うとともに、当該脚立の使用を取りやめた。 なお、注意喚起の内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 脚立を使用する際は必ずペアで作業すること。 ② 登段前にストッパーの設定を必ず確認すること。 ③ 脚立の最上段を使わず、一段下に片足ずつかけて使用すること。 <p>【追加すべき再発防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脚立の使用方法、使用の際の注意事項を周知する。 ・当該脚立以外の全脚立の不具合等について点検する。 ・手すり付き脚立に買い換えることを検討する。 				
類似灾害防止べき事項	<p>はしごや脚立の事故防止について</p> <p>【使用の際の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水平な場所に設置する。 ・止め具等がある場合は、外れないようしっかりと止める。 ・脚立の天板の上に乗ったり、座ったまま作業をしない。 ・脚立にまたがっての作業は行わず、脚立に身体を当て安定させる。 ・体を乗り出さない。 ・はしご兼用脚立をはしご状にして使用する場合、裏面を使用しない。 ・はしごを使用するときは、補助者に支えてもらい昇降する。 ・はしごの昇降時は、両手で支えるなどしてバランスを崩さないように注意する。 ・はしごは、高所へ昇降するためのものであり、はしごの上では作業をしない。 等 				

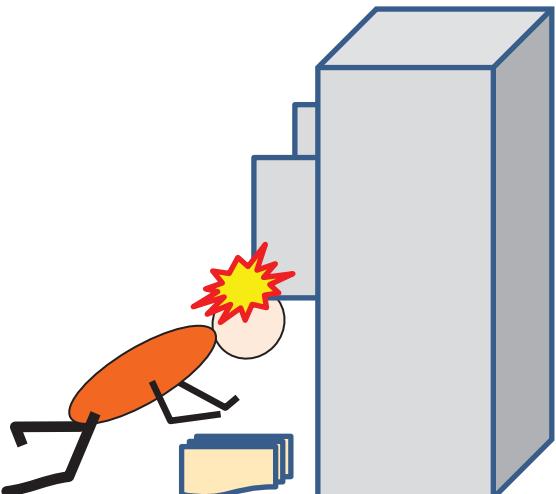
平成28年度国家公務員災害事例(詳細)

2	事故の型	発生月・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数
	転倒	6月・10時台	40代・女	右腓骨遠位端骨折	6日
災害発生状況		<p>窓口にて電話対応中に他の担当者に取り次ぐため、椅子から立ち上がり移動しようとしたところ、座席の足元にあったLANケーブルに左足を引っ掛け転倒し、その際に右足をねじるような形で着地したため、右足を骨折した。</p> 			
(発生要因)		<p>(行為)通常テープで固定しているはずの机下の長いケーブルの固定がはがれていた状況を気付かずに着席していたため、離席時にケーブルに足をとられ転倒したもの。</p>			
再発防止対策		<p>【講じられた再発防止対策】 各所属に対して総務課長から事務連絡を発出し、「転倒災害防止のための自主点検実施結果報告書」の点検項目に沿って、職場内の危険箇所等の有無及び職員の作業環境等を点検の上、問題が認められた場合は、必要な改善を図るよう指示した。 また、安全意識の啓発について、職員、非常勤職員の安全意識の高揚を図るため、庁舎内の掲示板の活用や所属内研修等を通じ、安全管理の基本である整理整頓や清掃を励行するとともに、災害防止対策等の周知を行うよう併せて指示を行った。</p> <p>【追加すべき再発防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路を横断しないように、LANケーブルを床下に潜らせる。 ・やむを得ずLANケーブルを通路に横断させるときは、モールを設置する。 			
類似灾害防止のための留意すべき事項		<p>KY活動 = 災害の原因を取り除く(Kは「危険」、Yは「予知」の頭文字)</p> <p>KY活動は、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い、危ない点について合意をした上で、対策を決め、設定された行動目標等を一人一人が実践することで、安全衛生を先取りしたながら業務を進める方法です。</p> <p>4S活動 = 災害の原因を取り除く(4Sは「整理・整頓・清掃・清潔」の頭文字)</p> <p>整理⇒必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くこと 整頓⇒必要なものを、決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に容易に取り出せるようにしておくこと 清掃⇒ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃し、仕事をやりやすく、問題点が分かるようにすること</p>			

平成28年度国家公務員災害事例(詳細)

3	事故の型	発生月・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数	
	踏み抜き	11月・21時台	40代・男	左第5中足骨骨折	11日	
災害発生状況		<p>巡回勤務中、塗装箇所に敷かれたブルーシート上を歩行した際、同シート下に隠れた側溝に落ち、負傷した。</p> <p>なお、本件現場の塗装作業は関係部署に周知されており、作業現場にも「塗装作業中」の標識が設置されていた。</p> <p>しかし、被災者は、現場の塗装作業を所管する部署の責任者であったため、職務上の巡回視察を行う必要から、同現場に近づいたものである。</p>				
発生要因		(行為)ブルーシートの下に側溝があることに気づかず、その上を歩いたこと。				
再発防止対策		<p>【講じられた再発防止対策】 当該官署の全職員に対し、点検時告知及び就業時ミーティングを通じ、以下の点について、危険予知に係る指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシートの敷設は、通行者の危険に留意して行うこと。 ・塗装箇所付近を歩行する際は、ブルーシートを避けて歩行すること。 <p>【追加すべき再発防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシートを敷く場合は、側溝に蓋をして閉じるか、または、蓋をすることができなければ、上に板を置く ・安全に歩行できる幅の通路を確保する。 ・「歩行注意」などの標示をし、ブルーシートの上を歩かないように注意を促す。 ・ブルーシートがずれて躓くことがないよう管理する。 				
類似灾害防止のため		<p>【床面に凹み・溝・穴があるときの事故防止の留意点】</p> <p>建設段階の留意点 (1) 微小な段差は設けない (2) 通路脇の排水溝などは、段差が生じないように蓋などの納まりをする。</p> <p>管理段階の留意点 (1) 微小な段差は注意喚起することは難しく、段差を解消することを考える。例)床上の配線などは、経路を見直す。 (2) 床上にある配線カバーなどは外れることが多く、さらなる事故を誘発する可能性があるので、保守監理をしっかりと行う。</p> <p>(参照) 国土技術政策総合研究所「建物事故予防ナレッジベース」 http://www.tatemonjikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/index.php</p>				

平成28年度国家公務員災害事例(詳細)

	事故の型	発生月・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数
4	激突	8月・14時台	20代・男	頭部打撲、皮下血腫、頭頂部挫創、感染性皮膚炎	1日
災害発生状況	<p>執務室のロッカーから書類を取り出す作業中に、取り出した書類を床に置き、かがんで書類を持ち上げる際、半開きになっていたロッカーの扉の角で頭部を強打した。</p> 				
～発生要因～	<p>(行為)書類の取り出しに集中していたため、頭上への注意が疎かになっていた。</p>				
再発防止策	<p>【講じられた再発防止対策】 事務所幹部会で報告すると共に、所属長から各職員あてに以下のとおり口頭で注意喚起を行った。 -本件と同種の作業を行う場合には、注意散漫にならないようにすること。 -扉を押さえてもらうなど、周囲の人と協力して行うこと。 【追加すべき再発防止対策】 -扉がスライド式になっているものに買い換えることを検討する。 -書類を置いたり持ち上げたりする際に床にしゃがまなくとも済むよう、台を設けることなども検討する。</p>				
類似灾害防止のため	<p>【据え付け家具からの突起物等による事故防止の一般的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎設置段階の留意点 <ol style="list-style-type: none"> (1)据え付け家具等の設置位置、家具の扉の開閉位置、端部の形状などに留意する。 (2)子どもや車椅子利用者の視点(低い位置の突出物)でも検討する。 (3)体の運動(座り位置からの立ち上がり、洗面時等の前かがみ、歩行中の手足の軌跡など)に留意する。 ◎管理段階の留意点 <ol style="list-style-type: none"> (1)ぶつかりやすい据え付け家具は、設置位置等を変更する。 (2)家具等が損傷、変形により突出していないか確認する。 ~国土技術政策総合研究所「建物事故予防ナレッジベース」 http://www.tatemonojikoyobo.nirim.go.jp/kjkb/index.php <p>【その他に考えられる災害防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突起物の近くに、注意を促す標示をしたり、虎テープを貼ったりする。 ・段差のある部分を周囲とは異なる色で塗って目立たせる。  				